

<p>別添4</p> <p>民有地マッチング事業実施要綱</p> <p>1 略</p> <p>2 実施主体</p> <p>(1) 3の(1)及び(2)</p> <p>都道府県及び市町村(特別区を含む。以下同じ。)以下「都道府県等」とする。なお、都道府県等が認めた者へ委託等を行うことができる。</p> <p>(2) 3の(3)</p> <p>都道府県等又は都道府県等が認めた者とする。なお、都道府県等が認めた者へ委託等を行うことができる。</p> <p>ただし、当分の間、「『待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について』の対応方針について」(平成28年4月7日付け雇用均等・児童家庭局長通知)に基づき待機児童解消に向けて緊急に対応する取組を実施する市町村に限る。</p> <p>3 事業の内容</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 地域連携コーディネーターの配置支援</p> <p>保育所等の設置や増設に向けた地域住民との調整など、保育所等の設置を推進するため のコーディネーターを市町村又は保育所等に配置する。</p> <p>4 実施要件</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 地域連携コーディネーターの配置支援</p> <p>ア 略</p> <p>イ 地域住民との調整等の実施に当たっては、市町村の整備計画や地域の保育の受け皿の状況に関する情報の共有など市町村と連携するとともに、市町村は必要に応じ実施保育所等の支援を行うこと。</p> <p>ウ 略</p> <p>5～6 略</p> <p>別添5</p> <p>保育環境改善等事業実施要綱</p> <p>1～2 略</p> <p>3 事業の内容</p> <p>(1) 基本改善事業</p> <p>既存施設の改修等により、保育所等を新たに設置する事業又は病児保育事業(体調不良見対応型)の実施に必要ないし体制整備を行う事業で、次に掲げるものとする。</p>	<p>別添6</p> <p>民有地マッチング事業実施要綱</p> <p>1 略</p> <p>2 実施主体</p> <p>実施主体は、都道府県及び市町村(特別区を含む。以下同じ。)以下「都道府県等」という。)とする。なお、都道府県等が認めた者へ委託等を行うことができる。</p> <p>ただし、3の(3)については、当分の間、「『待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について』の対応方針について」(平成28年4月7日付け雇用均等・児童家庭局長通知)に基づき待機児童解消に向けて緊急に対応する取組を実施する市町村に限る。</p> <p>3 事業の内容</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 地域連携コーディネーターの配置支援</p> <p>保育所等の設置や増設に向けた地域住民との調整、保育所等設置後における3歳児の保育所等への接続支援、地域活動への参加、保護者等への相談援助の実施など、保育所等の設置、運営の円滑化を推進するためのコーディネーターを市町村又は保育所等に配置する。</p> <p>4 実施要件</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 地域連携コーディネーターの配置支援</p> <p>ア 略</p> <p>イ 地域住民との調整や3歳児の保育所等への接続支援等の実施に当たっては、市町村の整備計画や地域の保育の受け皿の状況に関する情報の共有など市町村と連携するとともに、市町村は必要に応じ実施保育所等の支援を行うこと。</p> <p>ウ 略</p> <p>5～6 略</p> <p>別添7</p> <p>保育環境改善等事業実施要綱</p> <p>1～2 略</p> <p>3 事業の内容</p> <p>(1) 基本改善事業</p> <p>既存施設の改修等により、保育所等又は病児保育事業(体調不良見対応型)を新たに設置する事業で、次に掲げるものとする。</p>
--	---

<p>①～② 略</p> <p>(2) 環境改善事業 利用児童にとつての保育環境の改善を図るため、既存の保育所等の改修等を行う事業で次に掲げるものとする。</p> <p>① 障害児受入促進事業 既存の保育所等において、障害児（<u>医療的ケア児（人口呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児をいう。）を含む。以下同じ。</u>）を受け入れるために必要な改修等を行う事業</p> <p>②～⑦ 略</p> <p>4 対象事業の制限</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 本事業の実施については、1施設につき1回限りとする。（ただし、障害児受入促進事業、<u>病児保育事業（体調不良児対応型）設置促進事業及び病児保育事業（体調不良児対応型）推進事業</u>を除く。）</p> <p>(3) ～ (5) 略</p> <p>(6) 病児保育事業（体調不良児対応型）設置促進事業及び病児保育事業（体調不良児対応型）推進事業については、<u>病児保育事業（体調不良児対応型）を実施している保育所等</u>及び当該年度中又は翌年度中に<u>病児保育事業（体調不良児対応型）</u>の実施を予定している保育所等を対象とすること。</p> <p>(7) ～ (10) 略</p> <p>5 費用略</p>	<p>①～② 略</p> <p>(2) 環境改善事業 利用児童にとつての保育環境の改善を図るため、既存の保育所等の改修等を行う事業で次に掲げるものとする。</p> <p>① 障害児受入促進事業 既存の保育所等において、障害児を受け入れるために必要な改修等を行う事業</p> <p>②～⑦ 略</p> <p>4 対象事業の制限</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 本事業の実施については、1施設につき1回限りとする。（ただし、障害児受入促進事業を除く。）</p> <p>(3) ～ (5) 略</p> <p>(6) 病児保育事業（体調不良児対応型）設置促進事業及び病児保育事業（体調不良児対応型）推進事業については、当該年度中又は翌年度中に事業の実施を予定している保育所等を対象とすること。</p> <p>(7) ～ (10) 略</p> <p>5 費用略</p>
---	---

改正後	改正前
<p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中 核 市 市 長</p> <p>雇 児 発 0417 第 4 号 平 成 29 年 4 月 17 日 一 次 改 正 子 発 0607 第 1 号 平 成 30 年 6 月 7 日 二 次 改 正 子 発 0329 第 20 号 平 成 31 年 3 月 29 日 三 次 改 正 子 発 ※ ※ 第 ※ 号 平 成 ※ ※ 年 ※ ※ 月 ※ 日</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>多様な保育促進事業の実施について</p> <p>子育てにおける負担の軽減や仕事と子育ての両立支援など、安心して子育てができる環境づくりを推進するため、地域の実情に応じた需要に対応する多様な保育促進事業を次により実施し、平成 29 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。</p> <p>については、管内市町村（特別区を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。</p> <p>なお、本通知の施行に伴い、平成 27 年 4 月 13 日雇児発 0413 第 18 号厚生労</p>	<p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中 核 市 市 長</p> <p>雇 児 発 0417 第 4 号 平 成 29 年 4 月 17 日 一 次 改 正 子 発 0607 第 1 号 平 成 30 年 6 月 7 日 二 次 改 正 子 発 0329 第 20 号 平 成 31 年 3 月 29 日</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>多様な保育促進事業の実施について</p> <p>子育てにおける負担の軽減や仕事と子育ての両立支援など、安心して子育てができる環境づくりを推進するため、地域の実情に応じた需要に対応する多様な保育促進事業を次により実施し、平成 29 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。</p> <p>については、管内市町村（特別区を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。</p> <p>なお、本通知の施行に伴い、平成 27 年 4 月 13 日雇児発 0413 第 18 号厚生労</p>

改正後	改正前
<p>働省雇用均等・児童家庭局長通知「家庭支援推進保育事業の実施について」は、平成29年3月31日限りで廃止する。</p> <p>第1 事業の種類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保育利用支援事業 2 3歳児受入れ等連携支援事業 3 医療的ケア児保育支援モデル事業 4 家庭支援推進保育事業 5 広域的保育所等利用事業 6 待機児童対策協議会推進事業 7 新たな待機児童対策提案型事業 <u>8 保育所等における要支援児童等対応推進事業</u> <p>第2 事業の実施</p> <p>各事業の実施及び運営は、次によること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保育利用支援事業実施要綱（別添1） 2 3歳児受入れ等連携支援事業実施要綱（別添2） 3 医療的ケア児保育支援モデル事業実施要綱（別添3） 4 家庭支援推進保育事業実施要綱（別添4） 5 広域的保育所等利用事業実施要綱（別添5） 6 待機児童対策協議会推進事業実施要綱（別添6） 7 新たな待機児童対策提案型事業実施要綱（別添7） 	<p>働省雇用均等・児童家庭局長通知「家庭支援推進保育事業の実施について」は、平成29年3月31日限りで廃止する。</p> <p>第1 事業の種類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保育利用支援事業 2 3歳児受入れ等連携支援事業 3 医療的ケア児保育支援モデル事業 4 家庭支援推進保育事業 5 広域的保育所等利用事業 6 待機児童対策協議会推進事業 7 新たな待機児童対策提案型事業 <p><u>新設</u></p> <p>第2 事業の実施</p> <p>各事業の実施及び運営は、次によること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保育利用支援事業実施要綱（別添1） 2 3歳児受入れ等連携支援事業実施要綱（別添2） 3 医療的ケア児保育支援モデル事業実施要綱（別添3） 4 家庭支援推進保育事業実施要綱（別添4） 5 広域的保育所等利用事業実施要綱（別添5） 6 待機児童対策協議会推進事業実施要綱（別添6） 7 新たな待機児童対策提案型事業実施要綱（別添7）

改正後	改正前
<p><u>8 保育所等における要支援児童等対応推進事業実施要綱 (別添8)</u></p> <p>(別添1)～(別添2) (略) (別添3)</p> <p>医療的ケア児保育支援モデル事業実施要綱</p> <p>1～3 (略)</p>	<p><u>新規</u></p> <p>(別添1)～(別添2) (略) (別添3)</p> <p>医療的ケア児保育支援モデル事業実施要綱</p> <p>1 事業の目的 人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（以下「医療的ケア児」という。）が、保育所等の利用を希望する場合に、受入れが可能となるよう、保育所等の体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図ることを目的とする。</p> <p>2 実施主体 この事業の実施主体は、都道府県又は市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）（以下「都道府県等」という。）とする。 なお、都道府県等が認めた者へ委託等を行うことができる。この場合において、都道府県等は、委託等先との連携を密にし、事業に取り組むとともに、委託等先から定期的な報告を求めるとする。</p> <p>3 事業の内容 都道府県等において保育所等に、認定特定行為業務従事者（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第3条第1項の認定特定行為業務従事者をいう。以下同じ。）である保育士等や看護師、准看護師、保健師又は助産師（以下「看護師等」という。）を配置し、医療的ケアに従事さ</p>

改正後	改正前
<p>4 実施方法</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 対象事業</p> <p>医療的ケア児の支援ニーズや地域資源の状況を踏まえ、保健、医療、障害福祉、教育等の関係機関との連携を図り、対象児童の形態や成長に合わせた支援を行うことを前提とした上で、以下の①に加え、必要に応じて②から④の取組を複合的に実施する。</p> <p>① 都道府県等において、医療的ケア児の受入れを行う保育所等に、医療機関との連携の下、認定特定行為業務従事者である保育士等又は看護師等、対象児童の医療的ケアに従事する職員を配置し、医療的ケアを実施する。</p> <p>なお、医療機関等において雇い上げた看護師等を保育所等に派遣する方法も可能とする。</p> <p>② 医療的ケア児の受入れを行う保育所等において、保育士等が認定特定行為業務従事者となるために必要な知識、技能を修得するための研修受講を支援する以下の取組。</p>	<p>せることや、保育士等が医療的ケアを行うために必要な研修受講への支援等の取組を行い、保育所等において医療的ケア児の受入れを可能とする体制を整備し、地域生活支援の向上を図る事業。</p> <p>4 実施方法</p> <p>(1) 対象児童</p> <p>子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 19 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもにも該当する医療的ケア児で、集団保育が可能であると市町村が認めた児童</p> <p>(2) 対象施設</p> <p>保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所</p> <p>(3) 対象事業</p> <p>医療的ケア児の支援ニーズや地域資源の状況を踏まえ、保健、医療、障害福祉、教育等の関係機関との連携を図り、対象児童の形態や成長に合わせた支援を行うことを前提とした上で、以下の①に加え、必要に応じて②から④の取組を複合的に実施する。</p> <p>① 都道府県等において、医療的ケア児の受入れを行う保育所等に、医療機関との連携の下、認定特定行為業務従事者である保育士等又は看護師等、対象児童の医療的ケアに従事する職員を配置し、医療的ケアを実施する。</p> <p>なお、医療機関等において雇い上げた看護師等を保育所等に派遣する方法も可能とする。</p> <p>② 医療的ケア児の受入れを行う保育所等において、保育士等が認定特定行為業務従事者となるために必要な知識、技能を修得するための研修受講を支援する以下の取組。</p>

改正後	改正前
<p>ア 保育士等の研修受講に係る費用の補助</p> <p>イ 保育士等の研修受講に係る代替職員の配置に要する費用の補助（ただし、子どものための教育・保育給付交付金において給付の対象となる保育士1人当たり年間3日分を除く。）</p> <p>③ 医療的ケア児の受入れを行う保育所等において、医療的ケア児の保育を行う保育士等の加配を行う。</p> <p>④ 都道府県等において、「医療的ケア児保育支援者」を配置し、管内保育所等に対し、医療的ケア児の受入れ等に関する支援・助言を行う。</p> <p>なお、「医療的ケア児保育支援者」は、看護師等又は喀痰吸引等研修（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第4条第2項に規定する「喀痰吸引等研修」をいう。）の課程を修了した者の配置に努めること。</p> <p>⑤ 都道府県等において、保育所における医療的ケア児の受入れ等に関するガイドラインの策定を行う。</p> <p><u>⑥ 都道府県等において、保育所における医療的ケア児の受入れを検討するための検討会等を設置し、関係機関等との連携体制を構築する。</u></p> <p>⑦ その他、保育所等における医療的ケア児の受入れに資する事業。</p> <p>(4) 留意事項 (略)</p>	<p>ア 保育士等の研修受講に係る費用の補助</p> <p>イ 保育士等の研修受講に係る代替職員の配置に要する費用の補助（ただし、子どものための教育・保育給付交付金において給付の対象となる保育士1人当たり年間3日分を除く。）</p> <p>③ 医療的ケア児の受入れを行う保育所等において、医療的ケア児の保育を行う保育士等の加配を行う。</p> <p>④ 都道府県等において、「医療的ケア児保育支援者」を配置し、管内保育所等に対し、医療的ケア児の受入れ等に関する支援・助言を行う。</p> <p>なお、「医療的ケア児保育支援者」は、看護師等又は喀痰吸引等研修（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第4条第2項に規定する「喀痰吸引等研修」をいう。）の課程を修了した者の配置に努めること。</p> <p>⑤ 都道府県等において、保育所における医療的ケア児の受入れ等に関するガイドラインの策定を行う。</p> <p><u>新規</u></p> <p>⑥ その他、保育所等における医療的ケア児の受入れに資する事業。</p> <p>(4) 留意事項 ① 医療的ケア児の受入れに当たっては、保育所等において児童の様態や成長に合わせた支援を行うため、医師や看護師、都道府県等職員等を含めた検討会議を設け、受入の可否を判断するとともに、保育内容については、医療機関等と連携し、支援計画を作成するなど、適切な保育の実施につなげること。</p> <p>② 医療的ケア児の受入れを行う保育所等においては、対象児童の主治医及び保護者等との協議の上、緊急時の対応についてあらかじめ文書</p>

改正後	改正前
<p>5～7 (略)</p>	<p>により取り決めを行うこと。</p> <p>③ 保健、医療、障害福祉、教育機関等の関係機関との連携の下、訪問指導や健康診査等の母子保健施策又は保育コンシェルジュ等の活用も図りながら、医療的ケア児の保育ニーズを適切に把握し、必要に応じて保育所等の利用についての情報提供の在り方についても検討することが望ましい。</p> <p>5 個人情報の保護 事業に携わる者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならないものとする。</p> <p>また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。</p> <p>なお、本事業を実施する都道府県等が、事業の全部又は一部を委託する場合は、個人情報の保護を十分に遵守させるように指導しなければならない。</p> <p>6 実施主体の選定及び事業の評価</p> <p>(1) 国は、上記4(3)に掲げる事業を実施する都道府県等について、別に定める公募要領により公募するとともに、応募に関する諸条件等を満たす都道府県等のうち、厚生労働省が設置する検討委員会による事業内容の審査を経て決定する。</p> <p>(2) 当該事業を実施した都道府県等は、当該事業の成果等をまとめた報告書及び別に定める様式による実施状況について、翌年度4月10日までに、厚生労働大臣宛て提出すること。</p> <p>(3) 当該都道府県等は、事業の適切な実施を期するため、当該検討委員会において事業に対する評価を受けるものとする。</p> <p>7 費用</p>

改正後	改正前
<p>(別添4)～(別添7) (略) <u>(別添8)</u> <u>保育所等における要支援児童等対応推進事業実施要綱</u></p> <p>1 事業の目的 <u>保育所、認定こども園、小規模保育事業所（以下「保育所等」という。）において、保育士等が有する専門性を活かした保護者の状況に応じた相談支援などの業務を行う地域連携推進員の配置を促進し、保育所等における要支援児童、要保護児童及びその保護者（以下「要支援児童等」という。）の対応や関係機関との連携の強化、運営の円滑化を図る。</u></p> <p>2 実施主体 <u>この事業の実施主体は、児童福祉法第25条の2に基づき、要保護児童対策地域協議会を設置し、構成する関係機関等に保育所等の関係者が参加している市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び都道府県（以下「市町村等」という。）とする。</u> <u>なお、市町村等が認めた者へ委託等を行うことができる。</u></p> <p>3 実施要件</p>	<p>国は、上記4（3）に掲げる事業に要する費用の一部について、別に定めるところにより補助するものとする。</p> <p>(別添4)～(別添7) (略) <u>新規</u></p>

改正後

(1) 地域連携推進員の配置

保育所等に、要支援児童等への適切な支援や関係機関等との関係性の構築を図るための「地域連携推進員」を配置する。

(2) 地域連携推進員の業務

地域連携推進員は、次の業務を行うものとする。

- ① 保育士等が有する専門性を活かした保護者の状況に応じた相談支援
- ② 市町村や関係機関と連携し、要支援児童等の心身の状態や家庭での生活、養育の状態等の適切な把握及び情報の共有
- ③ 要保護児童対策地域協議会が開催する個別ケース検討会議に参加し、関係機関への情報の提供及び支援方針や具体的な支援内容の共有
- ④ 保育所等における要支援児童等の出欠状況等について、市町村や児童相談所への定期報告の実施
- ⑤ 他の保育所等への巡回支援
- ⑥ 子育て支援や虐待予防の取組等に資する地域活動への参加等の実施

(3) 地域連携推進員の要件

地域連携推進員は、以下に掲げる要件のいずれかを満たしている者とする。

- ①保育士
- ②社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者
- ③保健師
- ④看護師
- ⑤その他、本事業を適切に実施できる者として実施主体が認めた者

4 個人情報の保護

事業に携わる者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならないものとする。

改正前

改正後	改正前
<p>また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。</p> <p><u>なお、本事業を実施する都道府県等が、事業の全部又は一部を委託する場合は、個人情報保護を十分に遵守させるように指導しなければならない。</u></p> <p><u>5 費用</u></p> <p><u>本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。</u></p>	

各 都道府県 保育関係行政主管部（局）長 殿

厚生労働省子ども家庭局保育課長
(公 印 省 略)

「令和2年度新たな待機児童対策提案型事業」に係る
提案募集について

標記について、「令和2年度新たな待機児童対策提案型事業」の採択を行うため、別添「令和2年度新たな待機児童対策提案型事業募集要領」に基づき、下記のとおり、応募書類を提出願います。

なお、都道府県におかれては、貴管内市区町村（指定都市、中核市を含む。以下同じ）へ周知方よろしくお願いいたします。

記

1 提出書類

- (1) 「令和2年度新たな待機児童対策提案型事業」の提案募集について（別紙1）
- (2) 令和2年度新たな待機児童対策提案型事業実施計画書（別紙2）
- (3) 令和2年度新たな待機児童対策提案型事業所要額内訳書（別紙3）
- (4) （団体等に委託する場合）委託先団体等の概況書（別紙4）

2 提出期限

令和2年5月29日（金）（期限厳守）

3 提出方法

郵送及び電子メールにて提出

※ 貴管内市区町村の実施事業については、貴管内市区町村で提出書類を作成し、都道府県において書類をとりまとめの上、提出願います。

4 提出先

(郵送先) 〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省子ども家庭局保育課 待機児童対策係

(アドレス) taikijidou@mhlw.go.jp

【照会先】

厚生労働省子ども家庭局

保育課 待機児童対策係 堀江 水上

TEL 03-5253-1111 (内線 4840)

FAX 03-3595-2674

令和 2 年度新たな待機児童対策提案型事業募集要領

本事業は、待機児童対策協議会（以下、「協議会」という。）に参加する地方公共団体が、地域の実情に応じ、待機児童解消等に向けた先駆的な取組を実施することにより、待機児童対策の一層の推進を図ることを目的としている。

このため、本事業の募集要領について以下のとおり定めるので、提案団体は各事項に留意の上、応募されたい。

1 実施主体（提案主体）

実施主体は、協議会を設置した都道府県又は協議会に参加し、かつ子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令附則第 8 条（平成 30 年内閣府令第 21 号）に該当する市町村（特別区及び一部事務組合を含む。）（以下、「都道府県等」という。）又は都道府県等が認めた者とする。

なお、都道府県等が認めた者へ委託等を行うことができる。この場合において、都道府県等は、委託等先との連携を密にし、事業に取り組むとともに、委託等先から定期的な報告を求めるものとする。

2 事業の内容

都道府県等が提案する待機児童解消等に向けた先駆的な取組であって、厚生労働省が適当と認めた事業について採択を行い、当該事業の実施に必要な費用を補助する。

3 実施要件

（1）対象事業

本事業は、以下のいずれかに該当する事業で、協議会に諮ったものを対象とする。

- ① 保育の受け皿拡大を図る事業
- ② 保育人材の確保を図る事業
- ③ 多様な保育の促進を図る事業
- ④ その他、特に待機児童解消に資すると考えられる事業

（2）対象外の事業

以下のいずれかに該当する事業については、本事業の対象としないものとする。

- ① 国庫補助等の対象である事業、又は国庫補助等の対象である事業の補助金額等の上乗せや補助対象の拡大に当たる事業
- ② 過去に一般財源化された国庫補助事業等
- ③ 前年度までに取組実績のある既存の地方単独事業（既存事業の実施箇所数の増等を含む）
- ④ 認可外保育施設であって、認可保育所等への移行を目指していない施設を対象とした事業

- ⑤ 現金給付等（バウチャー等を含む）を行う事業
- (3) 評価指標（K P I）の設定等
- ① 事業の実施にあたり、来年度4月1日時点の待機児童数をゼロにする（当該年度に待機児童が存在しない場合は、次年度においてそれを維持する）ことを評価指標（K P I）として必ず設定すること。
あわせて、提案する事業に関連した評価指標（K P I）を設定すること。
 - ② 評価指標（K P I）は、都道府県等のホームページ等により、事業の取組内容等とともに公表するなど「見える化」を行うこと。
 - ③ ①により設定した評価指標（K P I）を達成できなかった場合は、その要因を分析し、国に報告すること。なお、政策効果が低いと認められる場合は、補助金を返還させることがある。
- (4) 事業周知のための広報媒体の作成
- ① 実施した取組を全国的に展開できるよう広報媒体を作成すること。
 - ② 広報媒体については、全国会議（部局長会議等）や厚生労働省ホームページにおいて
公表する場合があること。

4 事業の採択について

以下の点等を総合的に審査の上、予算の範囲内で採否を決定する。

- ① 事業実施計画、所要額内訳書、委託先団体等の概況書（団体に委託する場合）の記載内容について不備がないこと。
- ② 本募集要領の規定に合致していること。
- ③ 地域の実情や特殊性を踏まえ、地域の課題に対応した事業であること。
- ④ 創意工夫や先駆性があり、他の地方公共団体等にも参考となり得るような汎用性があること。
- ⑤ 事業内容から評価指標（K P I）が適切に設定されていると見込まれること。

5 応募方法

(1) 提出書類

提案募集のための提出書類は以下の①～④とする。（提出にあたっては、全てA4用紙片面印刷によること。）

- ① 「令和2年度新たな待機児童対策提案型事業」の提案応募について（別紙1）
- ② 令和2年度新たな待機児童対策提案型事業実施計画書（別紙2）
- ③ 令和2年度新たな待機児童対策提案型事業所要額内訳書（別紙3）
- ④ （団体等に委託する場合）委託先団体等の概況書（別紙4）

なお、事業を実施した地方公共団体は、実施状況報告書を提出することとする。

実施状況報告のための提出書類は以下の⑤～⑧とする。(提出にあたっては、全てA4用紙

片面印刷によること。)

- ⑤ 「令和2年度新たな待機児童対策提案型事業」の実施状況報告について(別紙5)
- ⑥ 令和2年度新たな待機児童対策提案型事業実施状況報告書(別紙6)
- ⑦ 令和2年度新たな待機児童対策提案型事業実績額内訳書(別紙7)
- ⑧ 広報資料

(2) 提出期限

- ① 提案募集のための提出書類の提出期限は以下のとおりとする。

令和2年5月29日(金)

※ 提出期限を超過して届いた提出期限については、受け付けないので、締め切りの厳守について、特に留意すること。

- ② 実施状況報告のための提出書類の提出期限は以下のとおりとする。

令和3年4月9日(金)

(3) 提出方法及び提出先

- (1) の提出書類は、郵送及び電子メールにて提出することとする。

(郵送先) 〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省子ども家庭局保育課 待機児童対策係

(アドレス) taikijidou@mhlw.go.jp

6 補助基準額等

(1) 補助基準額

1 都道府県等当たり年額 10,000 千円

複数の自治体で一の事業を行う場合は、1事業当たり年額 10,000 千円

(2) 補助率

定額補助(10/10)

(3) 補助対象経費

事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、謝金、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料等

7 留意事項

- ① 事業終了後に提出する実施状況報告書(以下「報告書」という。)について報告書の他、
3(4)の広報媒体も合わせて提出すること。

- ② 複数の都道府県等が共同して事業を行う場合については、いずれかを代表として選定するなどして、応募を行うこと。(連名による応募は認めない。)
- ③ 提出期限を過ぎてからの提出書類の追加提出や差し替えは認めないこと。
- ④ 必要に応じて、中間報告を求める場合があるので、あらかじめ承知しておくこと。
- ⑤ 事業に携わる者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならないものとする。

また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

なお、本事業を実施する都道府県等が、事業の全部又は一部を委託する場合は、個人情報の保護を十分に遵守させるように指導しなければならない。

- ⑥ 事業の執行状況及び経理状況を調査するため、事業の実施中又は終了後に厚生労働省による現地調査を行う場合があること。

別紙 1

番 号
平成 年 月 日

厚生労働省子ども家庭局保育課長 殿

地方公共団体名
職 名

氏 名

印

「令和2年度新たな待機児童対策提案型事業」の提案募集について

標記について、次の関係書類を添えて応募します。

- 1) 令和2年度新たな待機児童対策提案型事業実施計画書（別紙2）
- 2) 令和2年度新たな待機児童対策提案型事業所要額内訳書（別紙3）
- 3) （団体等に委託する場合）委託先団体等の概況書（別紙4）

<事業担当者の連絡先>

〒 _____
住所 _____
所属 _____
氏名 _____
TEL _____
FAX _____
E-mail _____

別紙2

令和2年度新たな待機児童対策提案型事業実施計画書

1. 自治体名	
2. 事業の全部又は一部を委託する場合 ※該当する場合は、別紙4を提出すること。	
① 委託の範囲	<p>〈 全部 ・ 一部 〉</p> <p>※一部の場合はその範囲を記載すること。</p>
② 委託先名称	
3. 事業名	
4. 事業類型 (※)	
5. 事業概要	
6. 対象施設、対象者、対象自治体 等	
7. 事業の効果	
8. 評価指標 (K P I)	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 来年度4月1日時点の待機児童数 〇人 ▪ (本事業に関連した評価指標 (K P I))
9. 事業実施期間	<p style="text-align: center;">年 月 日 ~ 年 月 日</p>
10. 国庫補助所要額	<p style="text-align: right;">千円 ※別紙3の国庫補助所要額と一致させること</p>

※ 事業類型は、①（保育の受け皿拡大を図る事業）、②（保育人材の確保を図る事業）、③（多様な保育の促進を図る事業）又は④（その他、特に待機児童解消に資すると考えられる事業）のいずれかを記載すること。

※ 実施計画書その他、当該事業に係る概要資料を作成の上、添付すること。（様式任意）

別紙 3

令和 2 年度新たな待機児童対策提案型事業所要額内訳書

1 国庫補助所要額

総事業費 (A)	寄付金その 他の収入等 (B)	差引額 (C) = (A) - (B)	対象経費 の実支出 額 (D)	基準額 (E)	国庫補助 基本額 (F) = (C)、(D)、 (E)のうち最 も低い額	国庫補助 所要額 (G) = (F)
円	円	円	円	円	円	千円

2 対象経費の支出予定額の内訳

区 分	支出予定額	積 算 内 訳
-----	-------	---------

報酬	円	支出目的、単価、人数等が分かるように記載すること。
給料		
職員手当等		
賃金		
共済費		
諸謝金		
旅費		
需用費		
消耗品費		
会議費		
印刷製本費		
役務費		
通信運搬費		
委託料		
使用料及び賃借料		
備品購入費		
合 計	円	

(注) 人件費、諸謝金、旅費を対象とする場合は当該経費の支給基準（都道府県市の内規）を添付すること。

3 寄付金その他の収入等の内訳

区分	収入等予定額	積 算 内 訳
寄付金	円	
参加費		

その他		
合 計	円	

委託先団体等の概況書

団 体 名		代表者名	
住 所	〒 ー	代表電話	ー ー
団体設立年月日 〔任意団体設立〕	平成 年 月 日 〔平成 年 月 日〕	職員数	人（うち常勤 人）
会 員 数	人	会員資格	
事 業 内 容			
直近過去5年間の実績等 （保育事業に係わる活動等）			

※以下の書類を添付すること。

- ・ 法人の定款又は寄付行為
- ・ 役員名簿
- ・ 令和2年度収入支出予算（見込）書抄本

(記入上の留意事項)

- (1) 「団体名」「代表者名」
 - ・法人の名称及び代表者名を記入すること。
- (2) 「住所」「代表電話番号」
 - ・団体の住所、代表電話番号を記入すること。
- (3) 「団体設立年月日」
 - ・団体を設立する前に、前身団体として任意団体としての活動実績がある法人は、団体設立年月日とあわせて、任意団体の設立年月日を〔 〕に記入すること。
- (4) 「職員数」及び「会員数」
 - ・法人の「職員」及び「会員」の人数を記入すること。
なお、組織上、会員資格が存在しない場合には、「なし」と記入すること。
- (5) 「会員資格」
 - ・会員資格は、定款、寄附行為又は規則等に定める内容を記入すること。
なお、会員資格が存在しない場合には、「なし」と記入すること。
- (6) 「事業内容」
 - ・定款、寄附行為又は規則等に定める事業内容を記入すること。
- (7) 「直近過去5年間の実績等（活動内容）」
 - ・直近過去5年間（平成27年度以降）の保育事業に係わる活動内容や実績等が具体的にわかるように記入すること。

別紙5

番 号
平成 年 月 日

厚生労働省子ども家庭局保育課長 殿

自治体名
職 名

氏名 印

「令和2年度新たな待機児童対策提案型事業」の実施状況報告について

標記について、次の関係書類を添えて実施状況報告します。

- 1) 令和2年度新たな待機児童対策提案型事業実施状況報告書（別紙6）
- 2) 令和2年度新たな待機児童対策提案型事業実績額内訳書（別紙7）
- 3) 広報資料

＜事業担当者の連絡先＞

〒 _____
住所 _____
所属 _____
氏名 _____
TEL _____
FAX _____
E-mail _____

令和2年度新たな待機児童対策提案型事業実施状況報告書

1. 自治体名	
2. 事業の全部又は一部を委託する場合	
① 委託の範囲	〈 全部 ・ 一部 〉 ※一部の場合はその範囲を記載すること。
② 委託先名称	
3. 事業名	
4. 事業類型 (※)	
5. 事業概要	
6. 対象施設、対象者、対象自治体 等	
7. 事業の効果	
8. 評価指標 (KPI) 及びその達成状況 (達成できなかった場合はその要因)	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 来年度4月1日時点の待機児童数〇人 (当該年度の同時点 (〇人) より〇人減少) ▪ (本事業に関連した評価指標 (KPI)) (要因分析) ※出来る限り詳細に分析すること ▪ 〇〇～ ため。
9. 事業実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日
10. 国庫補助実績額	千円 ※別紙7の国庫補助実績額と一致させること

※ 事業類型は、① (保育の受け皿拡大を図る事業)、② (保育人材の確保を図る事業)、③ (多様な保育の促進を図る事業) 又は④ (その他、特に待機児童解消に資すると考えられる事業) のいずれかを記載すること。

令和2年度新たな待機児童対策提案型事業実績額内訳書

1 国庫補助実績額

総事業費 (A)	寄付金その 他の収入等 (B)	差引額 (C) = (A) - (B)	対象経費 の実支出 額 (D)	基準額 (E)	国庫補助 基本額 (F) = (C)、(D)、 (E)のうち最 も低い額	国庫補助 実績額 (G) = (F)
円	円	円	円	円	円	千円

2 対象経費の支出実績額の内訳

区 分	支出実績額	積 算 内 訳
報 酬	円	支出目的、単価、人数等が分かるように記載すること。
給 料		
職員手当等		
賃 金		
共済費		
諸謝金		
旅 費		
需用費		
消耗品費		
会議費		
印刷製本費		
役務費		
通信運搬費		
委託料		
使用料及び賃借料		
備品購入費		
合 計	円	

(注) 人件費、諸謝金、旅費を対象とする場合は当該経費の支給基準（都道府県市の内規）を添付すること。

3 寄付金その他の収入等の内訳

区分	収入等実績額	積算内訳
寄付金	円	
参加費		
その他		
合計	円	

延長保育事業実施要綱新旧対照表（案）

改正後	改正前
<p>別紙 延長保育事業実施要綱</p> <p>1 事業の目的 (略)</p> <p>2 実施主体 (略)</p> <p>3 事業の内容 (略)</p> <p>4 実施方法 (1) 一般型 ① 実施場所 (略)</p>	<p>別紙 延長保育事業実施要綱</p> <p>1 事業の目的 就労形態の多様化等に伴い、やむを得ない理由により、保育時間を延長して児童を預けられる環境が必要とされている。 こうした需要に対応するため、保育認定を受けた児童について、通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において、保育所、認定こども園等で引き続き保育を実施することで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>2 実施主体 実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。 なお、市町村が認められた者へ委託等を行うことができる。</p> <p>3 事業の内容 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第2号又は第3号の支給要件を満たし、同法第20条第1項により市町村の認定を受けた児童が、やむを得ない理由により通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において保育所や認定こども園等で保育を受けた際に、保護者が支払うべき時間外保育の費用の全部又は一部の助成を行うことにより、必要な保育を確保する事業。</p> <p>4 実施方法 (1) 一般型 ① 実施場所 都道府県及び市町村以外の者が設置する保育所又は認定こども園（以下「民間保育所等」という。）、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、家庭的保育事業所、駅前等利便性の高い場所、公共的施設の空き部屋等適切に事業が実施できる施設等とする。</p>

改正後

② 対象児童
(略)

③ 職員配置
(略)

ア 民間保育所等
(略)

改正前

② 対象児童。
子ども・子育て支援法第19条第1項第2号又は第3号の支給要件を満たし、同法第20条第1項により市町村の認定を受け、民間保育所等、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、家庭的保育事業所を利用する児童。

③ 職員配置
配置する職員は、ア～ケの各類型において次のとおりとする。
また、配置する職員の数(以下「基準配置」という。)は、乳児おおむね3人につき1名以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1名以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1名以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1名以上とする。

なお、保健師、看護師及び准看護師、幼稚園教諭、小学校教諭及び養護教諭並びに市町村長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者については、次に掲げるア、イ及びオに限り、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第94条から第97条まで、児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令(平成10年厚生省令第51号)附則第2項並びに家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号。以下「家庭的保育事業等の設備運営基準」という。)附則第6条から第9条までの規定に準じて保育士として配置することができることとする。

ア 民間保育所等
基準配置により保育士を配置すること。ただし、実施場所1につき保育士の数は2名を下ることはできない。

なお、開所時間内における「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等」(平成27年内閣府告示第49号。以下「告示」という。)第1条第44号口に定める短時間認定を受けた児童(以下「短時間認定児」という。)の延長保育について、告示第1条第44号イに定める標準時間認定を受けた児童(以下「標準時間認定児」という。)を保育する職員の支援を受けられる場合には、保育士1名で保育ができる乳幼児数の範囲内において、保育士1名とすることができる。

改正後

(注) 延長保育事業を実施する民間保育所等を運営する法人が同一敷地内で放課後児童健全育成事業を実施する場合であって、放課後児童健全育成事業の利用児童数がおおむね2人以下であるときは、下記(ア)から(エ)までの要件を全て満たすことを条件として、延長保育事業の実施場所において、両事業の対象児童を合同で保育することを可能とする。

(ア) 放課後児童健全育成事業の対象児童(以下「放課後児童」という。)の処遇の実施にあたっては、『「放課後児童健全育成事業」の実施について』(平成27年5月21日雇児発0521第8号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の別紙「放課後児童健全育成事業実施要綱」によること。
削除

改正前

(注) 延長保育事業を実施する民間保育所等を運営する法人が同一敷地内で放課後児童健全育成事業を実施する場合であって、放課後児童健全育成事業の利用児童数がおおむね2人以下であるときは、下記(ア)から(エ)までの要件を全て満たすことを条件として、延長保育事業の実施場所において、両事業の対象児童を合同で保育することを可能とする。

(ア) 放課後児童健全育成事業の対象児童(以下「放課後児童」という。)の処遇の実施にあたっては、『「放課後児童健全育成事業」の実施について』(平成27年5月21日雇児発0521第8号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の別紙「放課後児童健全育成事業実施要綱」によること。ただし、職員体制については、2名以上とし、うち1名は放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号。)第10条第3項第1号に該当するもの、もう1名は同項第1号から第9号のいずれかに該当するものとし、いずれも「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」(平成27年5月21日雇児発0521第19号雇用均等・児童家庭局長通知)の別添9「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」の「I 放課後児童支援員認定資格研修事業(都道府県認定資格研修ガイドライン)」に基づき都道府県知事が行う研修を修了したものの(平成32年3月31日までに修了することを予定しているものを含む。)とする。

(イ) 延長保育事業の職員の基準配置は、上記③二段落目の記載に関わらず、乳児おおむね3人につき2名以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね3人につき1名以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね10人につき1名以上、満4歳以上の幼児おおむね15人につき1名以上とすること。

(ウ) 延長保育事業の基準配置により配置する保育士の数は2名を下ることはできないのが原則であるが、放課後児童の処遇に係る職員2名以上から支援を受けられることを前提に、上記(イ)の基準に基づき保育士1名で保育ができる乳幼児数の範囲内において、保育士1名とすることができるとする。

(エ) 延長保育事業の対象児童に対する処遇に支障がないことに加

(イ) ~ (エ) 略

改正後

改正前

イ 小規模保育事業（A型）
（略）

ウ 小規模保育事業（B型）
（略）

エ 小規模保育事業（C型）
（略）

オ 事業所内保育事業（定員20人以上）
（略）

カ 事業所内保育事業（定員19人以下・A型）
（略）

キ 事業所内保育事業（定員19人以下・B型）
（略）

ク 家庭的保育事業（定員4人以上）
（略）

ケ 家庭的保育事業（定員3人以下）
（略）

④ 実施要件

え、低年齢児と小学生が同一場所で活動することを踏まえた安全な保育環境が確保されると市町村が認めていること。

イ 小規模保育事業（A型）

ウ 小規模保育事業（B型）

エ 小規模保育事業（C型）

家庭的保育事業等の設備運営基準第23条第2項に定める家庭的保育者（以下「家庭的保育者」という。）1名が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育事業等の設備運営基準第23条第3項に定める家庭的保育補助者（以下「家庭的保育補助者」という。）とともに保育する場合には、5人以下とする。

オ 事業所内保育事業（定員20人以上）

標準配置により保育士を配置すること。ただし、保育士の数は実施場所1につき2名を下ることはできない。
なお、開所時間内における短時間認定児の延長保育について、標準時間を認定児を保育する職員の支援を受けられる場合には、保育士1名で保育ができる乳幼児数の範囲内において、保育士1名とすることができる。

カ 事業所内保育事業（定員19人以下・A型）

キ 事業所内保育事業（定員19人以下・B型）

保育士その他の保育従事者を基準配置により配置すること。ただし、そのうち保育士を1/2以上とする。
家庭的保育事業（定員4人以上）
家庭的保育者及び家庭的保育補助者を配置すること。
家庭的保育事業（定員3人以下）
家庭的保育者を配置すること。

ク 家庭的保育事業（定員4人以上）

ケ 家庭的保育事業（定員3人以下）

④ 実施要件

え、低年齢児と小学生が同一場所で活動することを踏まえた安全な保育環境が確保されると市町村が認めていること。

④ 実施要件

改正後

ア 短時間認定
(略)

イ 標準時間認定
(略)

ウ 標準時間認定（小規模保育事業、事業所内保育事業（定員 19 人以下）及び家庭的保育事業並びに民間保育所等及び事業所内保育

改正前

ア 短時間認定

(ア) 1 時間延長

開所時間内で、各施設等が設定した短時間認定児の保育を行う時間を超えて 1 時間以上の延長保育を実施しており、延長時間内の 1 日当たり平均対象児童数（以下「平均対象児童数」という。）が 1 人以上いること。

(イ) 2 時間延長

開所時間内で、各施設等が設定した短時間認定児の保育を行う時間を超えて 2 時間以上の延長保育を実施しており、延長時間内の平均対象児童数が 1 人以上いること。

(ウ) 3 時間延長

開所時間内で、各施設等が設定した短時間認定児の保育を行う時間を超えて 3 時間以上の延長保育を実施しており、延長時間内の平均対象児童数が 1 人以上いること。

(エ) 開所時間を超えた延長

標準時間認定と同様の取扱いとし、各時間帯における平均対象児童数の算定については、標準時間認定児と合算して算出すること。

イ 標準時間認定（ウを除く）

(ア) 1 時間延長

開所時間を超えて 1 時間以上の延長保育を実施しており、延長時間内の 1 日当たり平均対象児童数が 6 人以上いること。

(イ) 2 時間延長

開所時間を超えて 2 時間以上の延長保育を実施しており、延長時間内の平均対象児童数が 3 人以上いること。

(ウ) 3 時間以上の延長

(イ) と同様 1 時間毎に区分した延長時間以上の延長保育を実施しており、延長時間内の平均対象児童数が 3 人以上いること。

(エ) 30 分延長

上記（ア）～（ウ）に該当しないもので、開所時間を超えて 30 分以上の延長保育を実施しており、延長時間内の平均対象児童数が 1 人以上いること。

ウ 標準時間認定（小規模保育事業、事業所内保育事業（定員 19 人以下）及び家庭的保育事業並びに民間保育所等及び事業所内保育事業（定員 20

改正後

事業（定員 20 人以上）において、夜 10 時以降に行う延長保育（略）

改正前

人以上）において、夜 10 時以降に行う延長保育)

(ア) 1 時間延長

開所時間を超えて 1 時間以上の延長保育を実施しており、延長時間内の平均対象児童数が 2 人以上いること。

(イ) 2 時間延長

開所時間を超えて 2 時間以上の延長保育を実施しており、延長時間内の平均対象児童数が 1 人以上いること。

(ウ) 3 時間以上の延長

(イ) と同様 1 時間毎に区分した延長時間以上の延長保育を実施しており、延長時間内の平均対象児童数が 1 人以上いること。

(エ) 30 分延長

上記 (ア) ～ (ウ) に該当しないもので、開所時間を超えて 30 分以上の延長保育を実施しており、延長時間内の平均対象児童数が 1 人以上いること。

(注 1) 上記ア～ウにおいて、各施設等が設定した短時間認定児の保育を行う時間又は開所時間の前及び後ろで延長保育を実施する場合は、前後の延長保育時間及び平均対象児童数を合算することはせず、前後それぞれで延長時間を定めること。

ただし、上記アにおいて、各施設等が設定した短時間認定児の保育を行う時間上、前後それぞれで算出される延長時間に端数が生じる場合は、平均対象児童数が 1 人以上いる時間を前後合算して算出すること。

(注 2) 上記ア～ウの各 (エ) を除き、複数の延長時間区分に該当する場合は、最も長い延長時間の区分を適用すること。

また、平均対象児童数は、年間の上記の延長時間区分における各週ごとの最も多い利用児童数をもって平均し、小数点以下第一位を四捨五入して得た数とすること。

新規

工 夜間保育所において夜 10 時以降に行う延長保育

「夜間保育所の設置認可等について（平成 12 年 3 月 30 日児発第 289 号厚生省児童家庭局長通知）」により設置認可された施設において、夜 10 時以降に延長保育を実施する場合は夜 10 時以降の交付基準額については、別に定めること。

改正後

(2) 訪問型
(略)

改正前

(2) 訪問型

① 実施場所

利用児童の居宅において実施すること。

② 対象児童

子ども・子育て支援法第19条第1項第2号又は第3号の支給要件を満たし、同法第20条第1項により市町村の認定を受け、民間保育所等、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、家庭的保育事業所、居宅訪問型保育事業所を利用する児童であって、以下のいずれかに該当するものとする。

ア 居宅訪問型保育事業を利用する児童で利用時間を超える場合

イ 民間保育所等における延長保育の利用児童数が1人となった場合

③ 職員配置

職員の配置は次のとおりとする。なお、家庭的保育者1名が保育することができるとする児童の数は1人とする。

ア 4(2)②アに定める児童の場合

「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」(平成27年5月21日雇児発0521第19号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の別添4に定める研修を修了した家庭的保育者を配置すること。

イ 4(2)②イに定める児童の場合

保育士を配置すること。

(注) 都道府県又は市町村においてアの研修の実施体制が整っていない場合には、経過措置として、家庭的保育者基礎研修を修了した保育士、家庭的保育者認定研修及び基礎研修を修了した者又はこれらの者と同等以上と認められる者であって、アの研修体制が整い次第速やかに当該研修を受講し、修了することとしている者を、当該研修を修了するまでの間(概ね2年程度)配置することができることとする。

④ 実施要件

ア 短時間認定

(ア) 1時間延長

開所時間内で、各施設等が設定した短時間認定児の保育を行う時間を超えて1時間以上の延長保育を実施しており、延長時間内の年間利用日数(以下「年間延べ利用日数」という。)が26日以上あること。

改正後

改正前

	<p>(イ) 2時間以上の延長 開所時間内で、(ア)と同様1時間毎に区分した延長時間以上の延長保育を実施しており、延長時間内の年間延べ利用日数が26日以上あること。</p> <p>(ウ) 開所時間を超えた延長 標準時間認定と同様の取扱いとし、各時間帯における年間延べ利用日数の算定については、短時間認定、標準時間認定それぞれ算出すること。</p> <p>イ 標準時間認定 (ア) 1時間延長 開所時間を超えて1時間以上の延長保育を実施しており、年間延べ利用日数が26日以上あること。</p> <p>(イ) 2時間以上の延長 (ア)と同様1時間毎に区分した延長時間以上の延長保育を実施しており、当該延長時間内の年間延べ利用日数が26日以上あること。</p> <p>(ウ) 30分延長 上記(ア)～(イ)に該当しないもので、開所時間を超えて30分以上の延長保育を実施しており、当該延長時間内の年間延べ利用日数が26日以上あること。</p> <p>(注1) 上記ア～イにおいて、各施設等が設定した短時間認定児の保育を行う時間又は開所時間の前及び後ろで延長保育を実施する場合は、前後の延長保育時間及び平均対象児童数を合算することはせず、前後それぞれで延長時間を定めること。</p> <p>ただし、上記アにおいて、各施設等が設定した短時間認定児の保育を行う時間上、前後それぞれで算出される延長時間に端数が生じる場合は、平均対象児童数が1人以上いる時間を前後合算して算出すること。</p> <p>(注2) 訪問型の利用にあたっては、利用者と市町村が協議の上、利用の決定を行うこと。</p> <p>5 留意事項 (1) 一般型については、対象児童に対し、適宜、間食又は給食等を提供すること。</p>
--	--

改正後

改正前

<p>6 保護者負担 (略)</p> <p>7 費用 (略)</p>	<p>(2) この実施要綱の要件にする保育所等である旨の必要な書類を整備しておくこと。</p> <p>(3) 保育中に事故が生じた場合には、「特定教育・保育施設等における事故の報告等について(平成29年11月10日付府子本第912号・29初幼教第11号・子保発1110第1号・子子発1110第1号・子家発1110第1号通知)」に従い、速やかに報告すること。</p> <p>6 保護者負担 本事業の実施に必要な経費の一部を保護者負担とすることができる。 また、訪問型については、利用児童の居宅までの交通費を実費徴収できることとする。</p> <p>7 費用 本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。 なお、4(1)③の注書きにより放課後児童健全育成事業と合同で保育を実施する場合には、それぞれの対象児童の保育の実施に係る費用を按分し、それぞれの事業の対象経費として補助するものとする。</p>
--	---

一時預かり事業実施要綱新旧対照表 (案)

改正後	改正前
<p>別紙</p> <p>一時預かり事業実施要綱</p> <p>1 事業の目的 (略)</p> <p>2 実施主体 (略)</p> <p>3 事業の内容 (略)</p> <p>4 実施方法 (1) 一般型 ① ~ ③ (略)</p> <p>② 対象児童 主として保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない、又は在籍していない乳幼児とする。</p>	<p>別紙</p> <p>一時預かり事業実施要綱</p> <p>1 事業の目的 保育所等を利用していない家庭においても、日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となる場合がある。また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するための支援が必要とされている。こうした需要に対応するため、保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において児童を一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>2 実施主体 実施主体は、市町村(特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。)とする。なお、市町村が認められた者へ委託等を行うことができる。</p> <p>3 事業の内容 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業。</p> <p>4 実施方法 (1) 一般型 ① 実施場所 保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点又は駅周辺等利便性の高い場所など、一定の利用児童が見込まれる場所を実施すること。 ② 対象児童 主として保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない、又は在籍していない乳幼児とする。</p>

改正後

また、当分の間、「『待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について』の対応方針について」（平成28年4月7日雇児発0407第2号）に基づき、待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策（以下「緊急対策」という。）を実施する市町村に限り、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（以下「保育認定子ども」という。）であって、同法第27条に規定する特定教育・保育施設又は同法第29条に規定する特定地域型保育事業者（以下「保育所等」という。）を利用していない児童について、保育所等への入所が決まるまでの間、定期的に預かること（以下「緊急一時預かり」という。）も本事業の対象とし、この場合の補助単価については別に定めることとする。

さらに、職員配置基準に基づき職員配置以上に加配が必要な障害児や、多胎育児家庭の育児疲れ等による心理的・身体的負担の軽減を図るために多胎児（以下「特別な支援を要する児童」という。）を預かる施設に対し、次の要件を満たす場合には、別に定める加算を適用する。
ア 障害児を受け入れる施設において、当該障害児が利用した場合に職員配置基準に基づき職員配置以上に保育従事者を配置する場合。なお、障害児とは、市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。

イ 多胎児を受け入れる施設において、当該多胎児を受け入れるために、
③「設備基準及び保育の内容」の設備基準及び「④職員の配置」を遵守した上で、定員を超えて受け入れる場合で、かつ職員配置基準に基づき職員配置以上に保育従事者を配置する場合。

③ 設備基準及び保育の内容
(略)

④ 職員の配置

規則第36条の35第1号ロ及びハの規定に基づき、乳幼児の年齢及び人数に応じ、専ら当該一般型一時預かり事業に従事する職員として、当該乳幼児の処遇を行う者（以下「保育従事者」という。）を配置し、そ

改正前

また、当分の間、「『待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について』の対応方針について」（平成28年4月7日雇児発0407第2号）に基づき、待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策（以下「緊急対策」という。）を実施する市町村に限り、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（以下「保育認定子ども」という。）であって、同法第27条に規定する特定教育・保育施設又は同法第29条に規定する特定地域型保育事業者（以下「保育所等」という。）を利用していない児童について、保育所等への入所が決まるまでの間、定期的に預かること（以下「緊急一時預かり」という。）も本事業の対象とし、この場合の補助単価については別に定めることとする。

③ 設備基準及び保育の内容

児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という。）第36条の35第1号イ、ニ及びホに定める設備及び保育の内容に関する基準を遵守すること。

④ 職員の配置

規則第36条の35第1号ロ及びハの規定に基づき、乳幼児の年齢及び人数に応じて当該乳幼児の処遇を行う者（以下「保育従事者」という。）を配置し、そのうち保育士を1/2以上とすること。

改正後	改正前
<p>のうち保育士を1/2以上とすること。</p> <p>当該保育従事者の数は2名を下ること。ただし、保育所等と一体的に事業を実施し、当該保育所等の職員（保育従事者に限る。）による支援を受けられる場合には、保育士1名で処遇ができる乳幼児数の範囲内において、保育従事者を保育士1名とすることができること。</p> <p>また、1日当たり平均利用児童数（年間延べ利用児童数を年間開所日数で除して得た数をいう。以下同じ。）がおおむね3人以下である場合には、<u>家庭的保育者（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）を、保育士とみなすことができる。これに加え、1日当たり平均利用児童数がおおむね3人以下であることに加え、保育所等と一体的に事業を運営し、当該保育所等を利用している乳幼児と同一の場所において当該一般型一時預かり事業を実施する場合であって、当該保育所等の保育士による支援を受けられる場合には、保育士1名で処遇ができる乳幼児数の範囲内において、保育従事者を「子育て支援員研修事業の実施について」（平成27年5月21日雇発第0521第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」の5（3）アに定める基本研修及び5（3）イ（イ）に定める「一時預かり事業」又は「地域型保育」の専門研修を修了した者（以下「子育て支援員」という。）1名とすることができること。ただし、保育所等を利用している乳幼児と同一の場所において事業を実施する場合であっても、保育所等を利用する児童と当該事業の利用乳幼児数を合わせた乳幼児の人数に応じ、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条第2項の規定に準じて職員を配置すること。</u>なお、非定期利用が中心である一時預かり事業の特性に留意し、研修内容を設定すること。</p> <p>（注）一時預かり事業を実施する保育所、幼稚園及び認定こども園を運営する法人が同一敷地内で放課後児童健全育成事業を実施する場合であって、放課後児童健全育成事業の利用児童数がおおむね2人以下であるときには、下記（ア）から（エ）までの要件を全て満たすことを条件として、一時預かり事業の実施場所において、両事業の対象児童を合同で保育することを可能とする。</p> <p>（ア）放課後児童健全育成事業の対象児童（以下「放課後児童」とい</p>	<p>当該保育従事者の数は2名を下ること。ただし、保育所等と一体的に事業を実施し、当該保育所等の職員（保育従事者に限る。）による支援を受けられる場合には、保育士1名で処遇ができる乳幼児数の範囲内において、保育従事者を保育士1名とすることができること。</p> <p>また、1日当たり平均利用児童数（年間延べ利用児童数を年間開所日数で除して得た数をいう。以下同じ。）がおおむね3人以下である場合には、「<u>家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準</u>」（平成26年厚生労働省令第61号。以下「家庭的保育事業等の設備運営基準」という。）<u>第23条第2項に定める市町村長が行う研修を修了した保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認めた者（以下「家庭的保育者」という。）を、保育士とみなすことができる。</u>なお、非定期利用が中心である一時預かり事業の特性に留意し、研修内容を設定すること。</p> <p>（注）一時預かり事業を実施する保育所、幼稚園及び認定こども園を運営する法人が同一敷地内で放課後児童健全育成事業を実施する場合であって、放課後児童健全育成事業の利用児童数がおおむね2人以下であるときには、下記（ア）から（エ）までの要件を全て満たすことを条件として、一時預かり事業の実施場所において、両事業の対象児童を合同で保育することを可能とする。</p> <p>（ア）放課後児童健全育成事業の対象児童（以下「放課後児童」とい</p>

改正後

う。)の処遇の実施にあたっては、『放課後児童健全育成事業』の実施について』(平成27年5月21日雇児発0521第8号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の別紙「放課後児童健全育成事業実施要綱」によること。
削除

改正前

う。)の処遇の実施にあたっては、『放課後児童健全育成事業』の実施について』(平成27年5月21日雇児発0521第8号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の別紙「放課後児童健全育成事業実施要綱」によること。ただし、職員体制については、2名以上とし、うち1名は放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)第10条第3項第1号に該当するもの、もう1名は同項第1号から第9号のいずれかに該当するものとし、いずれも「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」(平成27年5月21日雇児発0521第19号雇用均等・児童家庭局長通知)の別添9「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」の「I 放課後児童支援員認定資格研修事業(都道府県認定資格研修ガイドライン)」に基づき都道府県知事が行う研修を修了したものの(平成32年3月31日までに修了することを予定しているものを含む。)とする。

(イ) ~ (エ)
 (略)

(イ) 一時預かり事業に関する保育従事者の配置基準は、上記④の一段落目の記載に関わらず、乳児おおむね3人につき2名以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね3人につき1名以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね10人につき1名以上、満4歳以上の幼児おおむね15人につき1名以上とすること。

(ウ) 一時預かり事業に関する保育従事者の数は2名を下ることはできないのが原則であるが、放課後児童の処遇に係る職員2名以上から支援を受けられることを前提に、上記(イ)の基準に基づき保育士1名で保育ができる乳幼児数の範囲内において、保育士1名とすることができるとする。

(エ) 一時預かり事業の対象児童に対する処遇に支障がないことに加え、低年齢児と小学生が同一場所で活動することを踏まえた安全な保育環境が確保されていると市町村が認めていること。

⑤ 研修

保育士以外の保育従事者の配置は、以下の研修を修了した者とするこ
 と。

保育士以外の保育従事者の配置は、以下の研修を修了した者とするこ
 と。

ア (略)

ア 「子育て支援員研修事業の実施について」(平成27年5月21日雇児発0521第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」の5(3)アに定める基本研修及